

# 改正児童福祉法の施行について

# 改正法による政府令事項一覧

○ 改正児童福祉法で新設・改正した以下の事業、施設について、政令・内閣府令で定める内容についてお諮りするもの。

	政令事項	府令事項	通知事項
児童自立生活援助事業	▶ 対象者、対象理由	▶ 実施場所・類型・入居定員・職員配置基準・施設設備基準・届出事項・対象理由のうち教育施設	
社会的養護自立支援拠点事業		▶ 事業内容・届出事項	▶ 対象者・実施場所
里親支援センター		▶ 事業内容・施設設備基準・職員配置・センター長の資格・第三者評価・関係機関との連携	▶ 実施場所
妊産婦等生活援助事業		▶ 利用勧奨・届出事項	▶ 対象者・実施場所
子育て短期支援事業		▶ 事業内容・支援期間	
子育て世帯訪問支援事業		▶ 事業内容・訪問支援員の要件・対象者	
児童育成支援拠点事業		▶ 届出事項	▶ 職員配置・開所日数 開所時間 等
親子関係形成支援事業		▶ 事業内容・対象者	
相談機関		▶ 実施場所	▶ 事業内容

# 児童自立生活援助事業について

## ① 政令・府令委任事項（児童自立生活援助事業）

### 政令・府令への委任事項

- 児童自立生活援助事業について、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けることのできるよう、**満20歳以上の措置解除者等の①対象者の範囲、②対象理由を政令で定める必要がある。**
- また、児童養護施設等に入所していた児童等又は里親等の委託を受けていた児童等が、児童自立生活援助事業を活用し、それまで入所していた児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親等により自立支援を受けられるよう、**③事業の実施場所について内閣府令で定める必要がある。**

### ○改正後の児童福祉法（抄）

第六条の三 この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居その他内閣府令で定める場所における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。

一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等（第二十七条第一項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。以下同じ。）であるもの（以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。）

二 満二十歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもののうち、学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒であること、同法第八十三条に規定する大学の学生であることその他の政令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの

②～④ （略）

### 参考：令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（抄）

- 児童養護施設等に入所している児童等や児童自立生活援助事業による自立援助ホームに入所している児童等、里親等の委託を受けている児童等は、自立支援をそれぞれの施設やホーム、里親等で受けている。
- これについて、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点（例えば、他の福祉制度へのつながりができる等）まで自立支援が提供されることとする。  
具体的には、20歳まで自立援助ホームに入所していた児童等や、児童養護施設等に入所していた児童等又は里親等の委託を受けていた児童等は、20歳以降は、児童自立生活援助事業を活用し、それまで入所していた児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親等により都道府県等が必要と判断する時点まで自立支援を受けることを可能とする。その際、都道府県等が必要と判断する時点については、国として一定の考え方を示すこととする。

## ② 政令・府令における規定内容（案）（児童自立生活援助事業）

### 政令の規定内容（案）

- 「満二十歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもの」（①対象者の範囲）については、以下のいずれかに該当する者としてはどうか。  
**満二十歳に達する日以前において、措置を解除された者等（※）又は児童自立生活援助事業を実施されていた者**としてはどうか。  
※小規模住居型児童養育事業を行う者、里親に委託する措置又は乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所させる措置を解除された者のほか、母子生活支援施設における保護を実施された者、児童相談所による一時保護又は一時保護の委託を実施された者を含む
- 「政令で定めるやむを得ない事情」（②対象理由）は、「自立」の準備が整っていない場合を対象とすることとし、具体的には、以下のいずれかに該当するものとする事としてはどうか。
  - ① **高校・大学等に就学中であること**
  - ② **高校・大学等に就学する見込みがあること**
  - ③ **就職活動を行っていること**
  - ④ **不安定な雇用状態にある者であること**
  - ⑤ **障害、疾病その他の事由により、日常生活又は社会生活を営むために継続的な支援を必要とする者であること**

## ② 政令・府令における規定内容（案）（児童自立生活援助事業）

### 府令の規定内容（案）

- 児童自立生活援助の実施場所は以下のとおりとし、便宜上以下赤字のとおり略称を設けることとしてどうか。
- ① **児童自立生活援助事業所Ⅰ型**：自立援助ホーム
  - ② **児童自立生活援助事業所Ⅱ型**：児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
  - ③ **児童自立生活援助事業所Ⅲ型**：里親の居宅（親族里親の居宅を除く）、小規模住居型児童養育事業を行う住居
- なお、Ⅱ型については、Ⅰ型の基準を踏まえた職員配置、設備基準（※）を求めることとするが、Ⅲ型については、あくまで事業所ではなく居宅であることを踏まえ、Ⅰ型・Ⅱ型と同様の職員配置、設備基準までは求めないこととしてどうか。

※参考：Ⅰ型（現行の自立援助ホーム）の職員配置、設備基準（条文は次頁）

#### ア 職員配置

- ・ 入居者6人以下：3人以上  
※2人を除き、補助員に代替可。
- ・ 入居者が7人以上の場合：(3+n)人以上  
※n = 入居者が6を超えて3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数  
※nから1を減じた数を除き、補助員に代替可。

#### イ 設備基準

- ・ 入居者の居室その他入居者が日常生活を営む上で必要な設備及び食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備（※）を設けること  
※ 職員が入居者に対して適切な援助及び生活指導を行うことができるもの
- ・ 一室の定員はおおむね2人以下、面積は1人につき4.95㎡以上とすること。
- ・ 男女の居室を別にすること。
- ・ 入居者の保健衛生に関する事項及び安全について十分考慮されたものでなければならないこと。

## (参考) 児童自立生活援助事業に関する現行の規定

### ○児童福祉法(抄)

**第六条の三** この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援(以下「児童自立生活援助」という。)を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。

- 一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等(第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る。))を解除された者その他政令で定める者をいう。次号において同じ。)であるもの(以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。)
- 二 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の内閣府令で定める者であつて、満二十歳に達した日から満二十二歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの(満二十歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満二十歳未満義務教育終了児童等であつたものに限る。)のうち、措置解除者等であるもの(以下「満二十歳以上義務教育終了児童等」という。)

### ○児童福祉法施行令(抄)

**第一条の二** 法第六条の三第一項第一号の政令で定める措置は、児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置とする。

② 法第六条の三第一項第一号の政令で定める者は、前項に規定する措置を解除された者以外の者であつて、都道府県知事がその者の自立のために同条第一項に規定する児童自立生活援助が必要と認めたものとする。

### ○児童福祉法施行規則(抄)

**第一条の二の八** 法第六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる生徒又は学生とする。

- 一 学校教育法第五十条に規定する高等学校に在学する生徒
- 二 学校教育法第六十三条に規定する中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)に在学する生徒
- 三 学校教育法第七十二条に規定する特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)に在学する生徒
- 四 学校教育法第八十三条に規定する大学に在学する学生
- 五 学校教育法第百八条第二項に規定する短期大学に在学する学生
- 六 学校教育法第百十五条に規定する高等専門学校に在学する学生
- 七 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に在学する生徒
- 八 前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設に在学する生徒又は学生

## (参考) 自立生活援助ホームの職員・設備基準に関する規定

### ○児童福祉法施行規則(抄)

第三十六条の八 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、指導員(児童自立生活援助事業所において、主として児童自立生活援助を行う者をいう。以下同じ。)及び管理者を置かなければならない。ただし、管理者は、指導員を兼ねることができる。

② 指導員の数は、次のとおりとする。

一 入居者の数が六までは、三以上。ただし、その二人を除き、補助員(指導員が行う児童自立生活援助について指導員を補助する者をいう。以下この条及び第三十六条の三十一第一項第七号において同じ。)をもつてこれに代えることができる。

二 入居者の数が六を超えるときは、三に、入居者が六を超えて三又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。ただし、その得た数から一を減じた数を除き、補助員をもつてこれに代えることができる。

③ 指導員は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により指導員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者であつて、児童の自立支援に熱意を有し、かつ、次の各号に規定する者のいずれかに該当するものでなければならない。

一 児童指導員の資格を有する者

二 保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童自立生活援助事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者

三 二年以上児童福祉事業又は社会福祉事業に従事した者

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めたる者

④ 補助員は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により補助員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者でなければならない。

第三十六条の九 児童自立生活援助事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 入居者の居室その他入居者が日常生活を営む上で必要な設備及び食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備を設けること。

二 入居者の居室の一室の定員は、これをおおむね二人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。

三 男女の居室を別にする事。

四 第一号に掲げる設備は、職員が入居者に対して適切な援助及び生活指導を行うことができるものであること。

五 入居者の保健衛生に関する事項及び安全について十分考慮されたものでなければならないこと。



# 社会的養護自立支援拠点事業について

# ① 府令委任事項（社会的養護自立支援拠点事業）

## 府令への委任事項

- 社会的養護自立支援拠点事業は、法律上、「措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業」とされているが、内閣府令においても、**事業の実施内容について具体的に定める**必要がある。

※ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業等の事業についても同様の建付けとなっている。

## ○改正後の児童福祉法（抄）

### 第六条の三

- ⑬ この法律で、社会的養護自立支援拠点事業とは、**内閣府令で定めるところにより、措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。**

## 参考：令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（抄）

- 児童養護施設等に入所している児童等や自立援助ホームに入所している児童等、里親等の委託を受けている児童等に加え、以下のような状況にある児童等に自立支援を提供するようにする。
  - ① 児童養護施設等や自立援助ホームに入所している、又は、里親等に委託されているが、当該施設やホーム、里親等からの自立支援以外に自立支援が必要な場合
  - ② 児童養護施設等への入所、自立援助ホームの利用、里親等への委託が終了したが自立支援を必要とする場合
  - ③ 一時保護されたが入所等措置や自立生活援助を受けずに家庭復帰又は家庭以外で暮らしており自立支援を必要とする場合
  - ④ 一時保護されずに在宅指導措置をされた、又は、児童相談所が関与したものの一時保護も在宅指導措置もされなかったが、自立支援を必要とする場合
- 具体的には、通いや訪問により自立支援を提供する拠点を事業として制度に位置づける。この拠点は、児童等が集まることができる場を提供し、児童等に寄り添った相談支援を行い、児童等が必要とする場合において、住居の確保支援、就学・就労支援、就学・就労の継続支援、医療や福祉制度、司法の利用支援の調整などを行うとともに、児童等の状況を確認し、必要な場合には訪問し、児童等の自立を支援する。

## ② 府令における規定内容（案）（社会的養護自立支援拠点事業）

### 府令の規定内容（案）

- 社会的養護自立支援拠点事業については、専門委員会の報告書の内容等を踏まえ、
  - ・ 措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適切な設備を備える等により、
  - ・ 情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うものとする事としてどうか。

※ なお、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援については内閣府令には規定しないが、別途事業の実施要綱で示す予定。

### 参考：昨年度調査研究における事業内容の検討結果（抜粋）

#### 児童養護施設等の措置解除者等に対する自立支援に関する調査研究（※）における社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン案（抄）

##### ②社会的養護自立支援拠点における支援内容

社会的養護自立支援拠点においては、以下の支援を実施する。

※令和4年度保健福祉調査委託費による調査研究事業

##### （i）相互に交流を行う場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等できる場を整備する。

##### （ii）社会的養護経験者への情報提供や相談支援等

社会的養護経験者が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談、メンタルヘルスに関するものや医療面に関する相談などを受け、必要に応じて、日々の日常生活や、公共機関の利用の仕方の助言、仕事上の悩みへの助言や、奨学金、給付金等の情報提供、手続のサポート等必要な情報の提供及び相談支援等を行う。

##### （iii）個別記録の策定、必要な支援への繋ぎ

社会的養護自立支援拠点の利用者については、拠点において個別記録を作成する。個別記録の作成に当たっては、本人の意見を十分に聴きながら、当該社会的養護経験者の現在の状況や、就学、就労状況等、必要な情報を収集してアセスメントを行い、自立に向けて課題となっている点や、課題解決のための支援目標、必要となる具体的な支援内容や方法、家族や親族、その他関係者等からの協力が得られる見込みがあるかどうか等を記載する。施設等における自立支援計画や、児童自立生活援助事業における個別支援計画が策定されている者については、社会的養護自立支援拠点における支援内容が当該計画と整合的な内容になるよう、施設等や事業者、本人と十分な調整を行う。社会的養護自立支援拠点は、社会的養護経験者等への支援にあたり、当該地域において、様々な関係機関との連携等を行うハブ機能を果たすことが想定される。障害福祉サービス等の福祉的支援、医療的支援、法テラス等における法的支援等の支援が必要な者については、当該拠点が中心となって必要な支援への連携を行う。

##### （iv）一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援

例えば、社会的養護経験者等が帰宅先を失っている場合などに居場所の提供を伴う支援を行うため、社会的養護自立支援拠点においては、社会的養護経験者等が一時的に滞在できる設備を整え、状況が安定するまでの間、居住支援、日常生活支援を行うことができることが考えられる。

# 里親支援センターについて

# ① 府令委任事項（里親支援センター）

## 府令への委任事項

- 里親支援センターについては、児童福祉施設となることから、他の施設と同様、その設備運営基準について定める必要がある。具体的には、内閣府令において、施設長、職員の要件、職員配置等について定める必要がある。

### ○改正後の児童福祉法（抄）

**第七条** この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターとする。

**第四十四条の三** 里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

② 里親支援センターの長は、里親支援事業及び前項に規定する援助を行うに当たっては、都道府県、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、他の児童福祉施設、教育機関その他の関係機関と相互に協力し、緊密な連携を図るよう努めなければならない。

**第四十五条** 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

## 参考：令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（抄）

- 里親支援機関（フォスタリング機関）は、里親の家庭・養育環境をより良くする機能と里親に委託された子どもの成育をより良いものとする機能の2つを併せ持ち、家庭養育優先原則を推進することによる地域の子どもの養育環境の向上にも資する。また、里親支援機関（フォスタリング機関）は里親に寄り添い里親の立場に立って支援を行う機関であることが求められる。

- こうした中で、里親等支援をより効果的に行い、里親・ファミリーホーム養育者や里親委託がされた子どもが相談しやすい環境を整えるため、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供するようにすべきである。このため、里親支援機関（フォスタリング機関）を児童福祉施設として位置づける。これに伴い、里親支援機関（フォスタリング機関）の第三者評価が確実に成されることとする。

## ② 府令における規定内容（案）（里親支援センター）

### 府令の規定内容（案）

#### （設備の基準について）

里親支援センターには、事務室、相談室等の里親等支援対象者が訪問できる設備、その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならないこととはどうか。

#### （職員配置基準について）

里親支援センターには、①里親支援センターの長、②里親制度等普及促進担当者、③里親等支援員、④里親研修等担当者を置かなければならないこととし、各職員の資格要件は以下のとおりとはどうか。

##### ① 里親支援センターの長

以下のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有し、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者

ア：児童福祉司の任用資格に該当する者（こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を含む。以下同じ）

イ：里親として、又は児童福祉施設において子どもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

##### ② 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）

以下のいずれかに該当する者

ア：児童福祉司の任用資格に該当する者

イ：里親として、又は児童福祉施設において子どもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：里親制度等の普及促進及び新規里親の開拓に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

※ なお、調査研究での指摘等を踏まえ、ウの要件に該当する者としては、例えば、里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は勧誘等を行った経験を有する者が考えられる旨を通知等でお示しする予定。

##### ③ 里親等支援員

以下のいずれかに該当する者

ア：児童福祉司の任用資格に該当する者

イ：里親として、又は児童福祉施設において子どもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：里親等への支援の実施に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

##### ④ 里親研修等担当者（里親トレーナー）

以下のいずれかに該当する者

ア：児童福祉司の任用資格に該当する者

イ：里親として、又は児童福祉施設において子どもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：里親等への研修等の実施に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

#### （運営基準について）

他の児童福祉施設と同様に、業務の質に関する第三者評価及び関係機関との連携を行う義務がある旨を定めることとはどうか。

※ なお、施行後一定期間をかけて里親支援センターへの移行を促していく方向で検討中。

# (参考) 里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施について

(平成31年4月17日子発0417第3号) (抄)

## 第4 事業内容

### 1 里親制度等普及促進・リクルート事業

#### (4) 里親リクルーターの資格要件

里親リクルーターの資格要件は、次の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

- ① 社会福祉士
- ② 精神保健福祉士
- ③ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(以下「法」という。)第13条の第3項各号のいずれかに該当する者
- ④ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者であつて、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- ⑤ 都道府県知事(指定都市及び児童相談所設置市、事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区の長を含む。以下同じ。)が①から④に該当する者と同等以上の能力を有すると認めたる者

### 2 里親研修・トレーニング等事業

#### (4) 里親トレーナーの資格要件

里親トレーナーの資格要件は、第4の1の(4)の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

## 第5 事業の実施に当たっての留意事項等

### 1 統括責任者の配置

第4の1から4の事業のうち、3以上の事業を実施する場合には、支援業務を統括する者(以下「統括責任者」という。)を配置することができる。

統括責任者は、フォスタリング業務等の十分な経験を有し、第4の1の(4)の①から⑤以下のいずれかに該当する者とする。

## ○児童福祉法(抄)

### 第十三条 (略)

#### ③ (略)

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であつて、内閣府令で定める施設において一年以上相談援助業務(児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。第七号において同じ。)に従事した者
- 三 医師
- 四 社会福祉士
- 五 精神保健福祉士
- 六 公認心理師
- 七 社会福祉主事として二年以上相談援助業務に従事した者であつて、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- 八 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、内閣府令で定めるもの

## (参考) 児童福祉司の任用資格に関する規定

### ○児童福祉法(抄)

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

② (略)

③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの

二 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

三 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であつて、内閣府令で定める施設において一年以上相談援助業務(児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。第八号及び第六項において同じ。)に従事したもの

四 医師

五 社会福祉士

六 精神保健福祉士

七 公認心理師

八 社会福祉主事として二年以上相談援助業務に従事した者であつて、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了したもの

④～⑩ (略)



## (参考) 他施設(乳児院)における施設長要件の規定

### ○児童福祉法施行規則(抄)

(乳児院の長の資格等)

第二十二條の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 乳児院の職員として三年以上勤務した者

四 都道府県知事(指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の長とする。第二十七條の二第一項第四号、第二十八條第一号、第三十八條第二項第一号、第四十三條第一号、第八十二條第三号、第九十四條及び第九十六條を除き、以下同じ。)が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 法第十二條の三第二項第六号に規定する児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(法第十三條第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 乳児院の長は、二年に一回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

# 妊産婦等生活援助事業について

# 府令委任事項（妊産婦等生活援助事業）

## 府令への委任事項

- 妊産婦等生活援助事業については、法令として検討が必要な事項は事業開始の手續等に留まるので、**他事業の届出の規定ぶりを踏まえ規定**してはどうか。

### ○改正後の児童福祉法（抄）

#### 第六条の三

⑱ この法律で、妊産婦等生活援助事業とは、家庭生活に支障が生じている特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を、生活すべき住居に入居させ、又は当該事業に係る事業所その他の場所に通わせ、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設その他の関係機関との連絡調整、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項に規定する特別養子縁組（以下単に「特別養子縁組」という。）に係る情報の提供その他の必要な支援を行う事業をいう。

**第二十三条の三** 妊産婦等生活援助事業を行う都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号若しくは第二十六条第一項第五号又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十条の規定による報告又は通知を受けた妊産婦又はその者の監護すべき児童について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、妊産婦等生活援助事業の利用を勧奨しなければならない。

**第三十四条の七の五** 都道府県は、妊産婦等生活援助事業を行うことができる。

- ② 国及び都道府県以外の者は、**内閣府令の定めるところ**により、あらかじめ、**内閣府令で定める事項**を都道府県知事に届け出て、妊産婦等生活援助事業を行うことができる。
- ③ 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- ④ 国及び都道府県以外の者は、妊産婦等生活援助事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、**内閣府令で定める事項**を都道府県知事に届け出なければならない。
- ⑤ 妊産婦等生活援助事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

### 参考：令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（抄）

- 支援を必要とする妊婦に対する支援は、制度に位置づけのない補助事業（産前・産後母子支援事業）による他、各地の NPO 法人などが率先して独自に対応している状況である。妊婦への支援の充実と0歳・0か月・0日の子どもの痛ましい事案を減らす観点から、支援を必要としている妊婦（特定妊婦等）について、以下のア～エを包括的に行う支援事業を制度に位置づける。

ア 相談・把握

イ 妊婦に対して、訪問、通所又は入所により、妊娠や今後の生活について寄り添い、心理面のケアを含めた包括的な支援を提供する

ウ 医療機関との連携により出産を支援する

エ 出産後の子どもの養育環境整備と産婦の生活の支援のため関係機関へつなぐ（自ら育てる場合、自ら育てることが出来ない場合のそれぞれの対応）

## (参考) 他事業(児童自立生活援助事業等)における届出の規定

### ○児童福祉法施行規則(抄)

第三十六条の三十一 法第三十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 運営規程
- 五 職員の定数及び職務の内容
- 六 主な職員の氏名及び経歴
- 七 養育者等又は指導員及び補助員の精神の機能の障害の有無
- 八 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 九 事業開始の予定年月日

② 法第三十四条の四第一項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十二 法第三十四条の四第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受け又は通所している者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

### ○児童福祉法(抄)

第三十四条の四 国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。

- ② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- ③ 国及び都道府県以外の者は、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

# 権利擁護について

# 府令における規定内容（案）（権利擁護）

## 府令における改正内容

- 府令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）において、児童福祉施設の**施設長に策定が義務付けられている自立支援計画**について、年齢、発達の状況その他のこどもの事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、こどもの意見・意向を勘案し定める旨の規定を設けることとはどうか。

## 参考：令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（抄）

- 全ての子どもについて、特に養育環境を左右する重大な決定に際し、子どもの意見・意向を聴き、子どもが参画する中で、子どもの最善の利益を考えて意思決定が成されることが必要である。
- このため、都道府県等又は児童相談所が
  - ・ 一時保護を行う場合
  - ・ 施設の入所措置（指定発達支援医療機関への委託措置含む）、在宅指導措置、里親等への委託を行う場合
  - ・ 施設の入所措置、里親等への委託の期間更新、停止、解除、他の措置への変更を行う場合
  - ・ 児童自立生活援助事業の実施や母子生活支援施設の入所の場合には、子どもの最善の利益を考慮しつつ、子どもの年齢等に応じて、その決定が成される前に（緊急に一時保護を行った場合等は事後に）、子どもの意見・意向を聴取すること等により、その意見・意向を把握してそれを勘案しなければならない旨、法令や通知等に規定する。
- また、児童福祉施設においては、特に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づいて自立支援計画等を策定する際に子どもの意見・意向を聴く機会を確保する（会議に子どもが参画する等）よう、法令や通知等に規定する。

## ○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抄）

（自立支援計画の策定）

**第四十五条の二** 児童養護施設の長は、第四十四条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

## ○児童福祉法（抄）

**第三十三条の三の三** 都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる場合においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下この条において「意見聴取等措置」という。）をとらなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、次に規定する措置を行つた後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。

- 一 第二十六条第一項第二号の措置を採る場合又は当該措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合
- 二 第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を採る場合又はこれらの措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合
- 三 第二十八条第二項ただし書の規定に基づき第二十七条第一項第三号の措置の期間を更新する場合
- 四 第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護を行う場合又はこれを解除する場合

# 子育て短期支援事業について

## ① 府令委任事項（子育て短期支援事業）

### 府令への委任事項

- 当該事業の具体的な実施内容は内閣府令で定められており、**法第6条の3第3項の改正事項にあわせて、内閣府令の改正が必要**である。
- また、**子育て短期支援事業の入所・利用日数**についても、内閣府令で定められており、**専門委員会の報告書を踏まえて改正の検討が必要**である。

- **改正後の児童福祉法（抄）** ※現行規定からの改正箇所には傍線

### 第六条の三 （略）

- ③ この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、**内閣府令で定めるところにより**、児童養護施設その他の内閣府令で定める施設に入所させ、又は里親（次条第三号に掲げる者を除く。）その他の内閣府令で定める者に委託し、当該児童につき必要な保護その他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあつては、当該保護者への支援を含む。）を行う事業をいう。

### 参考：令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（抄）

- 安心・安定して保護者がレスパイトを利用可能となる環境を整備するため、子育て短期支援事業（里親による子育て短期支援含む）について、専用の居室や専用の人員配置を推進することにより、いつでも利用可能な受入体制を構築可能とする。また、適切な子どもの成育環境を整備するため、保護者が子どもと共に入所・利用する場合や子どもが自らの意思で入所・利用を希望した場合に入所・利用できるようにする。また、この見直しに伴い、子育て短期支援事業の入所・利用日数について、個々の状況等により決めることを可能とする。



## ② 府令における規定内容（案）（子育て短期支援事業）

### 府令の規定内容（案）

- 子育て短期支援事業（※）の具体的な事業内容について、府令を法改正事項に合わせて改正し、**児童と保護者がともに利用することができる**ものであることを明確にする。

（※）子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業（ショートステイ）と夜間養護等事業（トワイライトステイ）の両者とされており、両方の規定を改正する。

- 子育て短期支援事業のうち、短期入所生活援助事業の入所・利用日数について、現行では、原則を7日以内とし、例外として市町村長が必要があると認めるときに延長を可能としている規定を改正し、**保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案して市町村長が必要と認める期間**とすることとしてはどうか。

（※）夜間養護等事業の入所・利用日数については、現行で、保護者が仕事等により不在となる期間又は緊急の必要がなくなるまでの期間とされており、市町村長は、必要があると認めるときは延長が可能とされている。

### 参考：令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（抄）

- 安心・安定して保護者がレスパイトを利用可能となる環境を整備するため、子育て短期支援事業（里親による子育て短期支援含む）について、専用の居室や専用の人員配置を推進することにより、いつでも利用可能な受入体制を構築可能とする。また、適切な子どもの成育環境を整備するため、保護者が子どもと共に入所・利用する場合や子どもが自らの意思で入所・利用を希望した場合に入所・利用できるようにする。また、この見直しに伴い、子育て短期支援事業の入所・利用日数について、個々の状況等により決めることを可能とする。

# 子育て世帯訪問支援事業について

## ① 府令委任事項（子育て世帯訪問支援事業）

### 府令への委任事項

- 当該事業の具体的な実施内容、訪問支援員の要件と対象者について、内閣府令（児童福祉法施行規則）に定める必要がある。

- **改正後の児童福祉法（抄）** ※現行規定からの改正箇所に傍線

### 第六条の三

- ⑬ この法律で、子育て世帯訪問支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、要支援児童の保護者その他の内閣府令で定める者に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業をいう。

### 参考：令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書

- 子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されることを可能としていくため、訪問による生活の支援（訪問型支援）、保育所等による一時預かり（通所型支援）、学齢期において学校や家以外の子どもの居場所支援（通所型支援）、子育て短期支援の充実を図る。
- 具体的には、まず、訪問による生活の支援として、要支援・要保護世帯に限らず、妊婦も含めて広い世帯を対象とし、家事支援等の生活・育児支援や個々の家庭の状況に応じた養育環境の把握などを行う事業を新たに創設する。その際、現行において養育支援訪問事業の枠組みで提供されている家事支援等については新たな事業の枠組みで提供するものとし、養育支援訪問事業は専門的な相談支援を提供するものとして、異なる事業として連携を図ることとする。

## ② 府令における規定内容（案）（子育て世帯訪問支援事業）

### 府令の規定内容（案）

- 子育て世帯訪問支援事業の事業内容については、訪問支援員が、対象者の居宅において子育てに関する情報の提供、家事・養育に係る援助を行うことを基本（※）としてはどうか。  
※ その他支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告等についても本事業で行うことができる。
- また、訪問支援員は、保育士、保健師、助産師、看護師以外に、子育てに関する知識と経験を有する者その他の当該事業の支援を適切に行う能力を有する者であって、かつ、市町村が当該事業による適切な実施を図るために行う研修を受講した者としてはどうか。

### 参考：昨年度の調査研究

#### 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究 調査研究内の検討委員会（家庭支援事業検討委員会）報告書（抜粋）

#### 2. 新規3事業及び利用勧奨・措置に求められる姿

##### (1) 子育て世帯訪問支援事業

##### イ 支援内容

本事業において、居宅を訪問して実施する支援内容としては、以下の事項が考えられる。

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
  - ② 育児支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
  - ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
- ※保護者に寄り添い、エンパワメントするための働きかけ等が想定される。保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
  - ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告

⑤の市町村への報告については、定期的な報告に加え、養育環境の変化等により他の支援の必要性が認められる場合は随時の報告を行うこととし、市町村はその報告内容を踏まえ、適切な支援内容の調整や他の支援の提供を検討するよう努めることとすることが考えられる。

（中略）

##### エ 訪問支援員の要件等

地域の実情に応じて訪問支援員の確保を図ることができるようしつつ、その質を担保する観点から、訪問支援員については、保健師、助産師、看護師、保育士等の有資格者のみならず、子育て経験者等についても対象とした上で、市町村が適当と認める研修を修了していることを求めることが考えられる。

（後略）

## ② 府令における規定内容（案）（子育て世帯訪問支援事業）

### 府令の規定内容（案）

- 子育て世帯訪問支援事業の対象者については、次のいずれかに該当する者としてはどうか。
  - ① 要支援児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者
  - ② 特定妊婦
  - ③ ①又は②のいずれかに該当するおそれがある者
  - ④ そのほか、市町村長が当該事業による支援が必要と認める者

### 参考：昨年度の調査研究

#### 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究 報告書（抜粋）

要支援児童・要保護児童に該当しない児童を支援することを明示的に示すことや、要支援児童・要保護児童の判断の目安の活用を促し、支援対象者に地域差が出ないように配慮することといった意見が聞かれた。委員から聞かれた主な意見は以下のとおりである。

- ・ 要支援児童・要保護児童に該当しない（含めることのできない）児童かつ支援が必要となる家庭も対象に含めることが必要である。「①要支援児童・要保護児童の保護者」以外も支援対象に含めていることを明示することが重要である。
- ・ ③の「①②に該当するおそれのある者」については、要支援児童・要保護児童の保護者以外も「おそれのある者」に含まれることが伝わるよう、留意事項やFAQにおいて市町村に示すことが望ましい。

#### 調査研究内の検討委員会（家庭支援事業検討委員会）報告書（抜粋）

##### 2. 新規3事業及び利用勧奨・措置に求められる姿

##### （1）子育て世帯訪問支援事業

##### ア 支援対象者

支援対象者については、支援の必要性が高い者に確実に支援を届ける観点から、まずは以下の者を対象とすることが考えられる。

- ① 要支援児童・要保護児童の保護者
- ② 特定妊婦
- ③ ①②に該当するおそれのある者
- ④ その他市町村が特に支援が必要と認めた者（支援を要するヤングケアラーを含む。）

③の「①②に該当するおそれのある者」については、要支援児童・要保護児童の保護者以外も「おそれのある者」に含まれることが伝わるよう、留意事項やFAQにおいて市町村に示すことが望ましい。

# 児童育成支援拠点事業について

# 府令委任事項（児童育成支援拠点事業）

## 府令への委任事項

- 児童育成支援拠点事業については、事業の開始及び事業の休廃止の届出事項等について、内閣府令（児童福祉法施行規則）で定める必要があるが、**他事業の届出の規定ぶりを踏まえ規定**してはどうか。

## ○改正後の児童福祉法（抄）

### 第六条の三（略）

- ⑳ この法律で、児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

### 第三十四条の十七の二 市町村は、児童育成支援拠点事業を行うことができる。

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出て、児童育成支援拠点事業を行うことができる。
- ③ 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- ④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童育成支援拠点事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。
- ⑤（略）

## 参考：令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（抄）

- 子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されることを可能としていくため、訪問による生活の支援（訪問型支援）、保育所等による一時預かり（通所型支援）、学齢期において学校や家以外の子どもの居場所支援（通所型支援）、子育て短期支援の充実を図る。
- 家庭環境その他の理由により孤立した困難な状況にある子どもたちが、自分の意思や学校の紹介、行政機関からの紹介などで、安全で安心できる自分の居場所を確保し、必要な場合にはより専門的な支援につなげる事業を新たに創設する。

## (参考) 他事業 (放課後児童健全育成事業) における届出の規定

### ○児童福祉法施行規則 (抄)

第三十六条の三十二の二 法第三十四条の八第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所 (法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 三 定款その他の基本約款
- 四 運営規程
- 五 職員の定数及び職務の内容
- 六 主な職員の氏名及び経歴
- 七 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 八 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 九 事業開始の予定年月日

② 法第三十四条の八第二項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十二の三 法第三十四条の八第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受けている児童に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

### ○児童福祉法 (抄)

第三十四条の八 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

③ 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。



# 親子関係形成支援事業について

# ① 府令委任事項（親子関係形成支援事業）

## 府令への委任事項

- **事業の具体的な実施内容と対象者について、内閣府令（児童福祉法施行規則）で定める必要がある。**

## ○改正後の児童福祉法（抄）

### 第六条の三（略）

#### ②～⑳（略）

㉔この法律で、親子関係形成支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

## 参考：令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（抄）

- 親子関係に関する支援については、以下が必要である。
  - ・ 子どもを持った可能な限り早いタイミングで具体的な子育ての方法を学ぶ機会があること
  - ・ 親子関係に課題があり保護者が育児に困難を感じたタイミングで、解決が困難な状況に陥る前に、可能な限り早期に支援が提供されること
- このため、両親学級や育児学級を活用してポピュレーション・アプローチとして親子関係に関する内容を学ぶ機会を確保するとともに、親子関係について悩みがあるなど親子関係の形成の支援が必要な場合に、講義やグループワークなどにより親子関係の形成の仕方を個別具体的に知ることができるペアレントトレーニング等を提供する事業を設ける。

## ② 府令における規定内容（案）（親子関係形成支援事業）

### 府令の規定内容（案）

- 親子関係形成支援事業の事業内容については、親子間における適切な関係性の構築を目的として、講義、グループワーク等を実施することにより、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行うものとはどうか。
- また、事業の対象者については、以下のいずれかに該当する者とはどうか。
  - ① 要支援児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者
  - ② 前号に該当するおそれがある者
  - ③ その他市町村長が当該事業による支援が必要と認める者

### 参考：昨年度の調査研究

#### 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究 調査研究内の検討委員会（家庭支援事業検討委員会）報告書（抜粋）

#### 2. 新規3事業及び利用勧奨・措置に求められる姿

##### （1）親子関係形成支援事業

##### ア 事業内容

##### ①親子関係形成支援プログラム

・こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行うことが考えられる。

##### ②略

##### イ 支援対象者

支援対象者については、以下の者を対象とすることが考えられる。

##### <親子関係形成支援プログラム>

・親子の関係性やこどもとの関わり方等に不安を抱えている18歳未満のこどもを養育する家庭で、次のいずれかに該当する家庭

① 要支援児童・要保護児童のいる家庭（以下、「要支援・要保護児童家庭」という。）

② ①に該当するおそれのある家庭

③ 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認めた家庭

②の「①に該当するおそれのある家庭」の判断にあたっては、子育て世帯訪問支援事業と同様に要支援児童・要保護児童の保護者以外も「おそれのある家庭」に含まれることが伝わるよう、留意事項やFAQにおいて市町村に示すことが望ましい。（後略）

# 地域子育て相談機関について

## ① 府令委任事項（地域子育て相談機関）

### 府令への委任事項

- 地域子育て相談機関となることのできる場所を内閣府令（児童福祉法施行規則）で定める必要がある。

### ○改正後の児童福祉法（抄）

**第十条の三** 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。

- ② 地域子育て相談機関は、前項の相談及び助言を行うほか、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
- ③ 市町村は、その住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

### 参考：令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（抄）

相談についての心理的・物理的アクセスの向上 について

- 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもが悩み等を気軽に相談できる環境が必要である。
- このため、地域の実情に応じて、保育所、認定こども園、幼稚園、児童館、地域子育て支援拠点などの身近にアクセスできる子育て支援の資源などが、これらを利用していない世帯も含めて、身近な相談先としての機能を果たしていくこととする。このため、市区町村はこのような身近な相談機能を地域に整備するよう努めるものとする。この際、利用者支援事業などについて検討を加え、身近な相談先を担う施設等において十分な体制が確保されるような支援とする。

## ② 府令における規定内容（案）（地域子育て相談機関）

### 府令の規定内容（案）

- 地域子育て相談機関となることができる場所については、①保育所、②幼稚園、③認定こども園、④地域子育て支援拠点事業の実施場所、⑤児童館、⑥そのほか地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所、としてはどうか。

### 参考：昨年度の調査研究

#### 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 身近な相談先としての利用者支援事業（基本型）及び地域子育て支援拠点事業等のあり方に関する調査研究 ～地域子育て相談機関の創設に向けて～ 報告書（抜粋）

#### 第4章 総括

##### 1-1 地域子育て相談機関の担い手・区域

地域子育て相談機関の具体的な機能や運用を検討する前提として、地域における子育て相談体制の中でのどのように位置付けるべきかという点について議論を行った。子育て相談における「身近な相談先であるために、なるべく多くの担い手が実施可能な形とするとともに、相談の形態を限定せず、子育て世帯が利用する際の心理的ハードルを下げるべきであるという意見が検討会において出された一方、こども家庭センターをはじめとした行政機関との情報共有や連携が期待されていることに鑑み、相談記録の作成や相談体制の整備など一定程度の機能・体制面での要件を満たすことが求められるという意見も出された。（略）

一方、地域子育て相談機関の担い手については、前述の専門委員会報告書の中で、身近にアクセスできる子育て支援の資源として「保育所、認定こども園、幼稚園、児童館、地域子育て支援拠点」が例示されたが、ヒアリング調査では、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業の実施施設として、上記の施設のほか、公民館や大学、小児科などの医療機関、商業施設などの例が見られた。こうした施設では、子育て世帯が日常生活の中で、相談以外の目的で施設を利用する際に立ち寄ることができる利点がある。こうした現状の取組を踏まえると、地域子育て相談機関においても担い手を児童福祉施設や幼稚園等に限定することなく、多様な担い手の参画が可能となる仕組みが望ましいと考えられる。（略）

以上の検討を踏まえ、地域子育て相談機関の担い手及び区域については、下記のように整理される。

#### <基本的な考え方>

- ・子育て支援に関わる施設（既存の地域子育て支援拠点・利用者支援事業実施施設、保育所、認定こども園、幼稚園、児童館等）のうち、相談体制の整備やこども家庭センターとの連携体制の構築を要件とする。

# 参考資料

# 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

### 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

### 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

### 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

### 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

### 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

### 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）



# 社会的養育経験者の自立支援

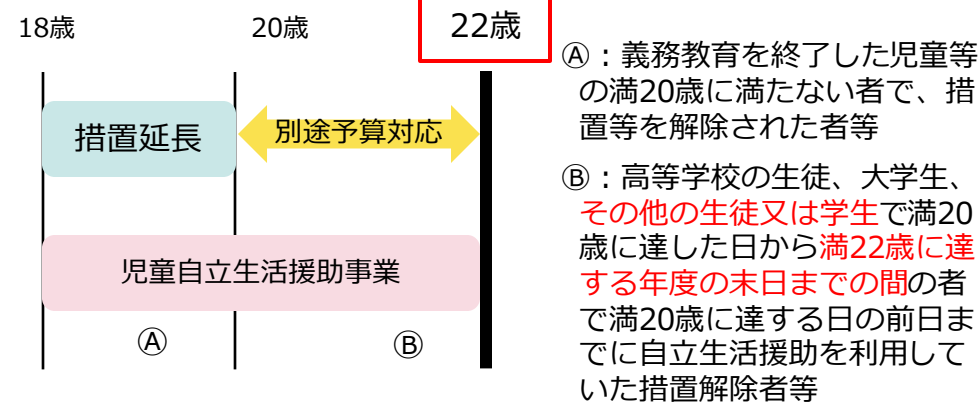
- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
    - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
    - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等との相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。
- ※ 措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

## <児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

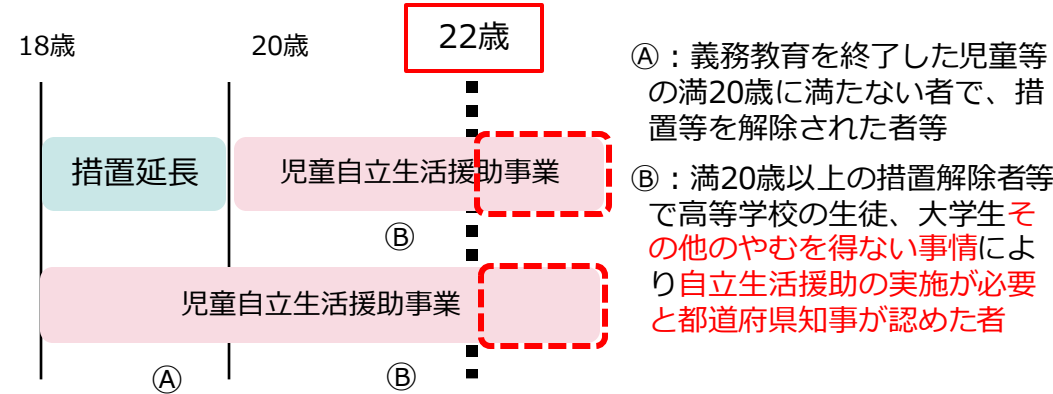
- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

### 【現行】



### 【見直し後】



## <社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業）※都道府県、政令市、児相設置市>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象

※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合

- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

# 市区町村における子育て家庭への支援の充実

- 要支援・要保護児童(※1)は約23万人、特定妊婦(※2)は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。  
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が**利用勧奨・措置を実施**する。

## 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する**情報の提供、家事・養育に関する援助**等を行う。  
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

## 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- **児童の居場所となる拠点を開設**し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行う  
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

## 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、**子どもの発達の状況等に応じた支援**を行う。  
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

## 子育て短期支援事業

- **保護者が子どもと共に入所・利用可能**とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

## 一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（**レスパイト利用**など）での利用が可能である旨を明確化する。

## 地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

# 都道府県等・児童相談所による支援の強化

- 児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
  - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、親子再統合支援事業を制度に位置づける。
  - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づける。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業を制度に位置づける。

## <親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。  
例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

## <里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

## <妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- 家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの日常生活の支援を行う。養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

**趣旨：**児童養護施設等の措置解除者等への自立支援の実態を明らかにするとともに、必要なデータの集計、分析、評価などによる課題等を整理し、「児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業の運営に係る基準（案）」の検討及び「児童養護施設等の措置解除者等の自立支援のためのガイドライン（案）」を作成を行う。

## 検討委員会の構成

松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院教授（委員長）	大橋 和弘	全国児童養護施設協議会調査研究部長
伊部 恭子	佛教大学社会福祉学部社会福祉学科教授（副委員長）	前川 礼彦	全国自立援助ホーム協議会副会長
永野 咲	武蔵野大学人間科学部社会福祉学科講師	眞保 和彦	全国里親会副会長
畑山 麗衣	NPO 法人 IFCA プロジェクト・コ・ディレクター/ NPO 法人 Giving Tree ピアカウンセラー	高橋 亜美	アフターケア相談所ゆずりは所長
荒川 美沙貴	社会的養護経験者向け情報ウェブサイト Iris 編集長	小酒井 陽菜	愛知県福祉局児童家庭課主事
		影山 孝	東京都児童相談センター児童相談専門員

## 検討委員会の主な意見

### ○「やむを得ない事情」に関する基本的な考え方

- ・ 就学の有無に関わりなく、本人のニーズや支援の必要性に基づいた検討をすべき。
- ・ 高校や大学に就学中の者が改正法で対象となっていることから、職業訓練等受講中の者は当然対象に含まれる。
- ・ 就労及び就学準備中の者についても、20 歳になることをもって対象から除外することは不相当であるが、無期限に利用できることとするのは逆に目標が見えなくなる恐れがあることから、一定期間ごとの（半年又は 1 年）自立支援計画に基づく事業の継続の更新を行うこととする。
- ・ 就職した後は一定期間（半年又は 1 年程度）で、事業の終了か継続かの判断を行う仕組みが必要。
- ・ 様々な疾病等で、就労準備に至らず療養中の者については、一定期間ごとの（半年又は 1 年）自立支援計画に基づく事業の継続の更新を行うこととする。

### ○「やむを得ない事情」の状態像

- ・ 児童自立生活援助事業が「自立」を援助するためのものであることを鑑みれば、「自立」の準備が整っていない場合と考えられる。例えば、以下のような状況が考えられる。（例）安定した就労のために援助が必要な状況。心身の健康のために治療が必要な状況。自活のために貯蓄が必要な状況。
- ・ 自活することが困難な状況にあり、児童自立生活援助事業を希望する者。
- ・ 経済的自立への貯蓄準備、就労安定、その他入居期間が 2 年未満（18 歳以上入居）など、社会的自立を図る上で十分な準備が出来ていない場合。
- ・ 虐待等の生育上の課題や発達障害等により、児童自立生活援助事業を受けてはいるが安定した就労に至っておらず、20 歳を迎えても引きこもり状態である場合もある。「求職活動に困難を抱えている者」も含めていただきたい。
- ・ ケガや精神的疾患など、現に就学している状況の継続が困難である者。
- ・ 親族等からの経済的な支援が望めなくなり、就学の維持が困難となったが引き続き就学等を希望する者。
- ・ 社会情勢の変化や感染型疾病の流行などによりアルバイトなどによる生活費や学費の獲得が困難となり、就学等の継続ができなくなったあるいはその見込みがある者で、就学等の継続の意思がある者。
- ・ 就労して一人暮らしができるまでの収入を安定して得られない。
- ・ 一人暮らしの転宅資金が貯まっていない。
- ・ 地域で一人暮らしが難しい状態であり、精神のグループホーム・入院などを必要とする者（児童自立生活援助事業の後の生活場所が決まるまで）。

## 社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン案（抄）

「やむを得ない事情」として、例えば、高等学校や大学等に就学する予定がある者、就学していないが職業訓練を受講しているあるいは受講する予定である者や求職活動中である者や虐待等による成育上の課題や障害等により、求職活動に困難を抱えている者などであって、親族等からの経済的支援が受けられない者。このほか、就学後・就職後、定着までの間精神的な不調や疾病等により自活が困難となる場合も考えられることから、就学・就職後一定期間が経過するまでの者などについて、本人のニーズや支援の必要性、経済的状況や社会的状況、健康状態、この他、代替する他の制度、支援やサービスがないかなどを総合的に勘案し、さらに本人から意見聴取も行った上で総合的に判断すること。

### ①社会的養護自立支援拠点事業の対象となる者

社会的養護自立支援拠点事業の対象者は、法第6条の3第16項において、措置解除者等又はこれに類する者と規定されており、時期を問わず、過去に施設への入所や里親等への委託の措置経験がある者、児童自立生活援助事業の対象となった者に加え、これらには当てはまらないが、児童相談所への一時保護経験がある者、法第27条第1項第2号の在宅指導措置の対象となっていた者、児童相談所が家庭に関与した経験がなくとも、保護者からの虐待を受けていながら当該虐待が明るみに出ないまま成人を迎えた者等が含まれる。

社会的養護自立支援拠点事業の対象には、すでに措置が解除されていたり、児童自立生活援助事業の利用が終了している者のほか、現在施設入所児童等である者や、児童自立生活援助事業を利用している者も含まれ、これらの者が必要に応じて拠点においてピアサポートを受けたり、情報提供や相談支援等の支援を受けたりすること等も可能である。また、過去の措置経験や一時保護、在宅指導措置の経験がある者については、当該措置を行った児童相談所等に過去の措置内容等の確認を行うなど、個々の状況に応じた適切な支援がなされるように努める必要がある。

また、満20歳以上で、過去に措置経験がある者や児童自立生活援助事業の利用を一旦終了した者が、再度支援を希望する場合、例えば、その者が最寄りの自治体に相談したが担当者が拠点事業や児童自立生活援助事業について認識がなく支援から漏れるというようなことがないよう、都道府県等は、市町村の福祉担当部門等に相談があった際は、拠点事業等を紹介することができるよう、4の（1）にある社会的養護自立支援協議会などにおいて市町村と情報の共有を図る必要がある。

なお、都道府県は、市町村等から報告を受けた社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める満20歳未満義務教育終了児童等に対し、利用を勧奨しなければならない。

### ②社会的養護自立支援拠点における支援内容

社会的養護自立支援拠点においては、以下の支援を実施する。

#### （i）相互に交流を行う場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等できる場を整備する。

#### （ii）社会的養護経験者への情報提供や相談支援等

社会的養護経験者が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談、メンタルヘルスに関するものや医療面に関する相談を受け、必要に応じて、日々の日常生活や、公共機関の利用の仕方の助言、仕事上の悩みへの助言や、奨学金、給付金等の情報提供、手続のサポート等必要な情報の提供及び相談支援等を行う。

#### （iii）個別記録の策定、必要な支援への繋ぎ

社会的養護自立支援拠点の利用者については、拠点において個別記録を作成する。個別記録の作成に当たっては、本人の意見を十分に聴きながら、当該社会的養護経験者の現在の状況や、就学、就労状況等、必要な情報を収集してアセスメントを行い、自立に向けて課題となっている点や、課題解決のための支援目標、必要となる具体的な支援内容や方法、家族や親族、その他関係者等からの協力が得られる見込みがあるかどうか等を記載する。施設等における自立支援計画や、児童自立生活援助事業における個別支援計画が策定されている者については、社会的養護自立支援拠点における支援内容が当該計画と整合的な内容になるよう、施設等や事業者、本人と十分な調整を行う。社会的養護自立支援拠点は、社会的養護経験者等への支援にあたり、当該地域において、様々な関係機関との連携等を行うハブ機能を果たすことが想定される。障害福祉サービス等の福祉的支援、医療的支援、法テラス等における法的支援等の支援が必要な者については、当該拠点が中心となって必要な支援への連携を行う。

#### （iv）一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援

例えば、社会的養護経験者等が帰宅先を失っている場合などに居場所の提供を伴う支援を行うため、社会的養護自立支援拠点においては、社会的養護経験者等が一時的に滞在できる設備を整え、状況が安定するまでの間、居住支援、日常生活支援を行うことができることが考えられる。

**趣旨：**改正児童福祉法により、里親支援機関が新たに里親支援センターとして児童福祉施設に位置づけられるにあたり、その設備・運営基準、第三者評価基準、また里親委託ガイドライン等関連通知の改正につなげていくための基礎的なデータ収集や、基準策定の考え方、留意点等について検討を行う。

## 検討委員会の構成

荒川 美沙貴	あすなろサポートステーション相談支援員	中村 みどり	Children's Views & Voices副代表
岩橋 泉	公益財団法人全国里親会（理事）	白田 有香里	東京都児童相談センター 相談援助課児童福祉第二担当課長代理
上鹿渡 和宏	早稲田大学人間科学学術院教授（委員長）	平田 ルリ子	全国乳児福祉協議会会長
河野 洋子	大分県こども・女性相談支援センターセンター長	福井 充	福岡市こども家庭課こども福祉係長
	大分県中央児童相談所所長	三輪 清子	明治学院大学社会学部 准教授
長田 淳子	社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院副院長	渡邊 守	NPO 法人キーアセット代表

## フォスタリング事業を包括的に委託され実施している民間機関等へのヒアリング調査（抄）

### 里親支援センターに配置する職員の要件・数の最低基準を検討する上で考慮すべき要因

- ・児童相談の経験、親子支援、里親支援を行った経験のある者が良い。また、組織としてSV機能が果たせる職員の配置が必要。（大分県中央児童相談所）
- ・ショートステイを実施している支援センターは上乘せが必要。リクルーターは必須。小さな子どもの委託可能性があるので保健師経験など必要に応じた人選。里親のアセスメントの視点も社会福祉士等いろいろな業種がいて成り立つようにする。（福岡市こども総合相談センター）
- ・中心となる職員は常勤配置すべきで予算建てしてもらった方がいい。常勤の要件は業務に専念できる人。リクルートはその発想や広報啓発をやりたい職員がいいので社会的養護勤務者でなくてもいい。自立支援なども精通している人材でいい。相談援助業務はその経験があればなおいい。（二葉乳児院）
- ・各分野の専門家がいると良い。里親支援の経験と知識がある人は必要。乳児委託のところは心理士よりも保健師がいい。学童児委託は学校と里親の間を取り持つことが大事で教員OBが心強い。（子ども家庭サポートセンターちば）
- ・里親とのコミュニケーション、児相との連携もあるので人格重視。資格は後からでも取れる。職員数は今の6名体制は厳しい。里専員設置はお金が出ているが兼務が多い。単独の支援センターは人数が必要だが兼務ではなく、いい意味で厳しくやってほしい。（静岡市里親家庭支援センター）
- ・リクルートを担当する職員は、福祉資格前提ではなく営業等幅広い経験を重視した方が良い。社会福祉士など今は有資格を求めているが、様々な専門職の人と一緒にやっていくほうがいいと思う。（キーアセット福岡事務所）
- ・質の担保と働き方改革にも対応できる人員配置。保健師や看護師。心理士もいてほしい。関係機関への書類整理など事務量が多いので事務職の配置が必要。（福岡県里親支援機関OHANA）
- ・国が業務に対して精神保健福祉士、社会福祉士保持者あるいは同様の業務経験があるという資格要件を示しているので、まずそれをきちんと守ることが大事。これらの資格は実務に必要なと思う。（優里の会）
- ・里親支援の一定業務経験のあるSV1名、支援とアセスメントを主に行う里親支援員2名、心理士1名、リクルーター1名、事務員1名計6名配置が最低基準で長期の安定的支援体制を確立する。（里親支援機関with里親）

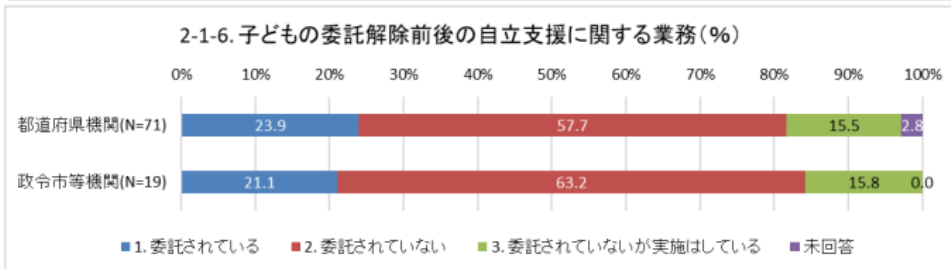
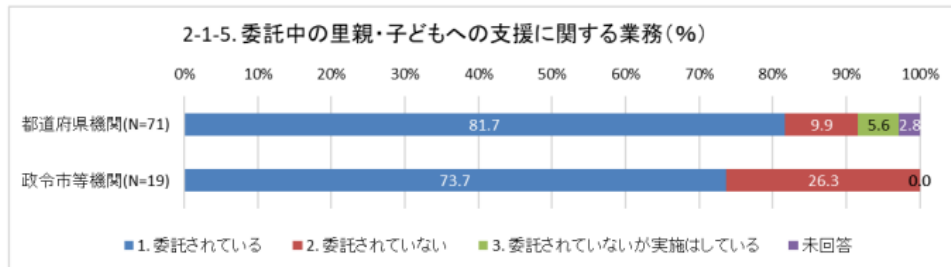
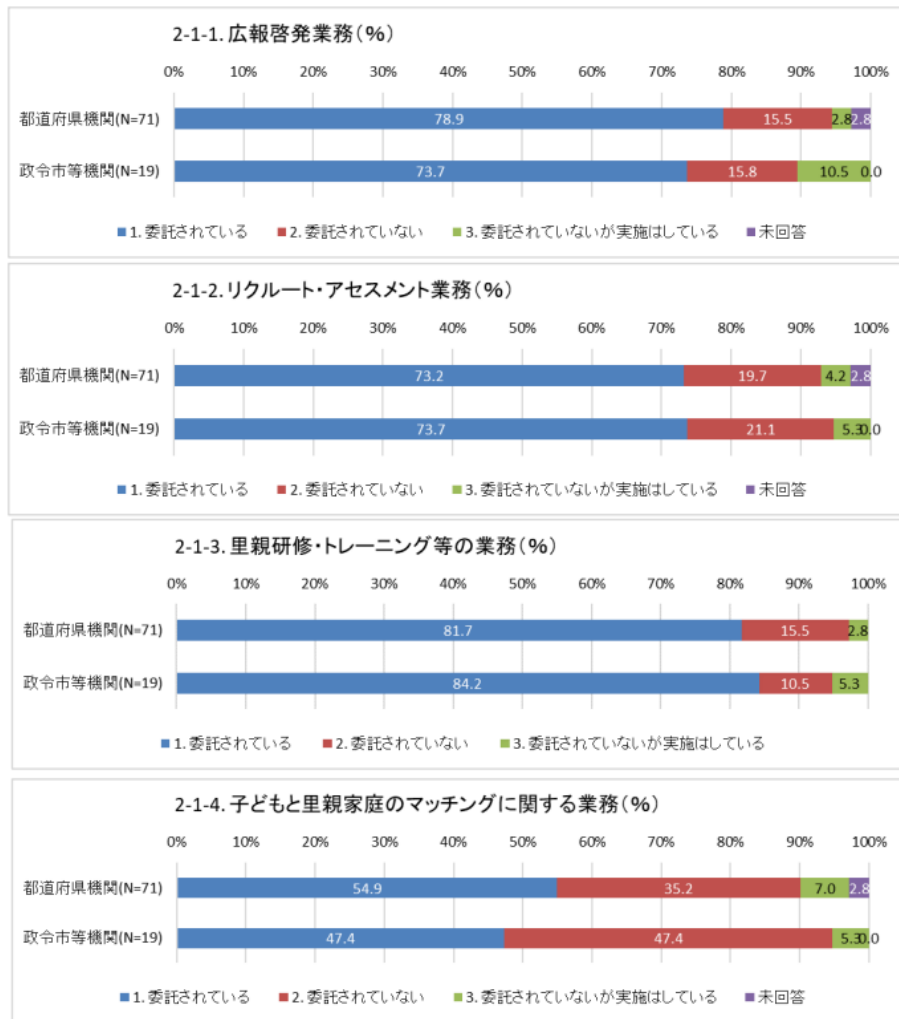
## フォスタリング事業を包括的に委託され実施している民間機関等へのヒアリング調査（抄）（続き）

### 自機関が包括的な実施に至るまでの準備期間やその間の取組、受けた支援等について

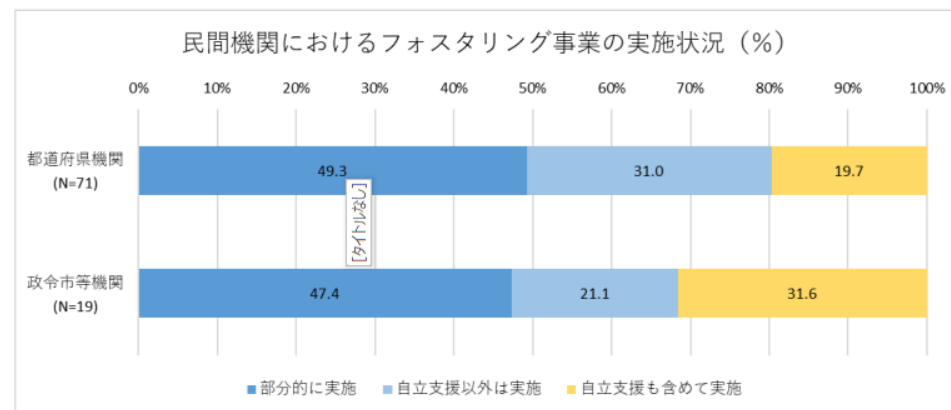
- ・受託した時から包括的な事業内容。児相開設前に数カ月準備期間として時間をもらい、広報物の準備などをした。半年～1年かけて業務内容を教えてもらいながらできるようになった。（二葉乳児院）
- ・千葉県で里親支援事業は研修・訪問・制度説明会の委託業者を別々に決めている。広報啓発活動は受注していなかったが、包括的な活動のため、一般の人に広めるノウハウや経験を準備していく。（子ども家庭サポートセンターちば）
- ・H25年からの全面委託になるまで総合的包括的里親支援を心がけて実施してきた。当初の経費の算定（特に人件費）がそのまま継続され、その間の事業の充実と比例していない。自治体視察で里親会との連携の質問があるが、それを支援、協力していくのが支援センター。同じメンバーでやって何年もかけて里親・児相それぞれとの信頼関係を構築していくことが大事だ。（静岡市里親家庭支援センター）
- ・事業受託時には包括的な事業だったため、児相等と一つひとつ協議しながら進めてきた。限界も感じている。今の体制で養子縁組里親など広く受け入れるとなれば立ち行かなくなると思う。（キアセット福岡事務所）
- ・日本財団の支援とキアセットのコンサルを受けた。業務受託前に立ち上げから1年半活動期間があったため、受託時に県や児相との協議に沿った即時対応が可能だった。支援センターを増やすためのガイドライン作成をしてもそれぞれの出だしは既に包括か、一部包括からかなど全く違ってくる。さらにローカルルールが入っていくと質の格差ややり方の違いが生じ、各地でとまどいが起きてくることが予想できる。（福岡県里親支援機関 OHANA）
- ・フォスタリング事業委託前から、研修と広報啓発の里親支援事業に取り組み、里親との繋がりができていた。児相の里親支援経験者が多くいたことで児相と変わらない状況でスタートできた。（優里の会）
- ・準備期間は2018～20年。大阪府の理解で準備期間中に支援機関の会議、里親審査部会へ参加できた。児相と業務進捗等を共有する会議があり、現在も継続。初任者向けトレーニングや各市町村への協力依頼時等に児相から同席があった。支援センター立ち上げ数カ月前から児相に出向等のトレーニング期間を設けては、里親面接の研修も積み重ねるとよい。いきなり包括でやるならば少なくとも1～2年の準備期間がいると思う。（里親支援機関 with 里親）

# 自治体からフォスタリング事業を受託している民間機関、並びに自治体へのアンケート調査 (抜粋)

図表 22 フォスタリング事業の委託状況



図表 23 フォスタリング事業の包括的な実施状況



※註：広報啓発業務から子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務までの6業務について、「委託されている」「委託されていないが実施はしている」どちらも含めて、自立支援に関する業務まで全て実施している機関を「自立支援も含めて実施」、自立支援に関する業務を除いて実施している機関を「自立支援以外は実施」、それ以外の機関を「部分的に実施」と分類している。



# 自治体からフォスタリング事業を受託している民間機関、並びに自治体へのアンケート調査 (抜粋)

## 設備の状況

	事務室	相談室	研修室
都道府県機関 (N=71)	58 (81.7%)	51 (71.8%)	33 (46.5%)
政令市等機関 (N=19)	18 (94.7%)	15 (78.9%)	11 (57.9%)

## 職員配置の状況

	里親リクルーター	里親トレーナー	里親等委託調整員	里親等相談支援員
都道府県機関	1.1	1.2	1.2	1.6
政令市等機関	1.4	1.8	1.4	2.3

	心理訪問支援員	援助者	自立支援担当支援員	統括責任者
都道府県機関	0.4	3.5	0.7	0.6
政令市等機関	0.5	0.0	0.8	0.9

※「配置している職員」については、職員が業務を兼務している場合は兼務している職種それぞれに人数を計上  
 ※里親リクルーター、里親トレーナー、里親等委託調整員、里親等相談支援員、自立支援担当支援員については、それぞれ「広報啓発業務及び／又はリクルート・アセスメント業務」「里親研修・トレーニング等の業務」「子どもと里親家庭のマッチングに関する業務」「委託中の里親・子どもへの支援に関する業務」「子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務」を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計

※統括責任者については、「広報啓発業務及び／又はリクルート・アセスメント業務」「里親研修・トレーニング等の業務」「子どもと里親家庭のマッチングに関する業務」「委託中の里親・子どもへの支援に関する業務」「子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務」のいずれか3業務以上を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計